社說　官線賣却の方法

官有鐵道賣却の議は我輩の年度主張したる處にして其利害得失は既に分明なる可し或は軍事上の一點より鐵道國有の說なきに非ざりしかども過般の戰爭に大輸送を實驗したる以來、官線にても私線にても實際の效用に相違なき事實は世人の認めたる所にして今更ら疑を存するものはある可らず只いよ〳〵之を賣却して民有に移すの一段に至り其方法に就て自から種々の掛念あるが如し第一には其價格を定むるに公平を得ること容易ならず第二には之を拂受けたる會社に獨占專有の權を與ふるの恐れあり第三には賣却の價格に相當する大金を一時に授受するときは金融上に非常の大變動を與ふ可しと云ふが如き重なる掛念の點ならんなれども是れ又我輩の曾て述べたる如く自から宜しきに處するの方法なきに非ず即ち代價を定むるは公債證書の發賣と同樣の趣向にして世間一般の競爭に付して價を定むるみとゝ爲さば自から相當の評價を得て不公平の嫌を免かる可し又一會社に付して專有の恐れあるときは之を三四の會社に分割して差支ある可らず而して其代金の始末に至りては素より國庫の內に藏め置くの必要なければ直に公債償還の資金に充つるも可なれども一時に多額の償還は急激に失ずるとならば政府は鐵道の營業を民有に移しながら尙ほ其會社の株主として資本の大部分を所有し若干の歲月を期して漸次に賣却するみとゝす可し今試に其方法の大略を述ぶれば既成及び工事中の諸官線を

新橋神戸間及び橫須賀武豐支線共　三九八哩
八王子名古屋間及び篠井鹽尻間　二二一哩
米原富山間豫定線富山直江津間及び直江津高崎間　三五六哩
福嶋青森間　二三九哩

の四線に分て四會社に營業せしむるとして其收渡の手續は例へば新橋神戸間及び橫須賀武豐支線三百九十八哩を一會社の所有に歸するには明年四月一日以後の收入支出は會社の計算と爲し同日迄政府に於て支出したる金額及び複線工事等の爲めに其後支出す可き豫定額を以て會社の資本額と定め擬託に支出したる金額を拂込、又將來支出す可き豫定額を未拂込株金として假りに其資本額五千萬圓、拂込額三千五百萬圓、未拂込額一千五百萬圓とすれば總額五千萬圓を五十萬株に分ち一株の額面百圓の內、七十圓の拂込と見做して政府にて豫定價格を定めて一般に發賣し其申込金額の高きものより採用するみとす恰も公債募集の趣向と同樣にす可し從來政府が鐵道部に支出したる金額を凡そ四千萬圓として今日の時價に賣るとすれば大千萬圓以上とも爲るみとならんなれども一時の賣却は自から相場を下落せしむるの弊あり又その代金の始末に就ても自から考ふる所あるべきを得ざるが故に初年には先づ四分の一を拂却して之と同時に其營業を會社に移し政府は專に株主たるの三を有し漸次に之を發賣して其代金を公債を償ふに用ひ或は[illegible]倍以上[illegible]カの利益[illegible]

[illegible]

するに賣却の實行に當て最も考ふ可きは價格の公平を得ると獨占の弊を防ぐとに在り價格の點は前に述べたる方法にて差支なしとして獨占の弊に至りては競爭を以て之を制するの外ある可らず例へば青森馬關間の線路の如きを一會社の營業に付するも達支なき其反對に山陽線と山陰線とを合併し營業を一にして競爭の餘地を絕つが如きは斷て不可なり此點より見れば東京仙臺間の中央線と海道線とを同一の日本鐵道會社に獨占せしめたるなぞは失計たるを免かれざるもの〳〵如し外國の例を見るに英國鐵道の特色は一地方を一會社に專有せしめず數會社の線路をして互に競爭せしむるに在り佛國の鐵道は多くは民有なるも地方を獨占して他の競爭なきが爲めに其營業の不行屆なるは獨逸の官有獨占に比較して一步を讓らず又米國の東部諸州は獨占の弊なくして大に觀る可きものあるも西部諸州に至りては其弊甚だしくカリフォルニヤ州の如きは全く南太平鐵道會社の專有に歸して其進步甚だ遲々たりと云ふ左れば鐵道發達の爲めに專有獨占の弊は最も警しむ可き所にして我輩が官線の賣却と同時に線路の分割を主張する所以なり賣却の事は我輩の屬ば論じたる所なれども目下鐵道會議の開會に際し聊か其方法を記して參考に供するのみ

○正誤　昨日發行の紙上に掲載したる山階宮菊麿王殿下御履歷中父王晃親王殿下の御名の上に故の一字を加へたるは全く誤に付茲に謹て訂正す

○小松宮依仁親王殿下（承前）

殿下には英佛二國の請に應ぜらるゝを以て我が皇室と各國皇室との間に好誼を暖むるの上に於て殊に便宜を得られたりとなり斯くて歸朝の後十月六日廣島に於て浪速艦第四分隊長心得を命ぜられ直ちに出征の任務を承はり御後、他の士官と辛苦を共にし旅順口に、威海衛に皇威を發揚するに與りて功多かりしと聞く親王の屬鳴を發せらるゝや天皇陛下より特に金二千圓、皇太后陛下より金五百圓、皇后陛下より金時計と金鎚を賜けさせられたりと十二月九日海軍大尉に進み高等遞減艦分隊長に補せられたるが當時烈風迅雨をも侵して職務に勉勵せられたる其の勇ましさ頗る士氣を鼓舞するに足りしといふ二十八年五月臺灣に凱旋せられ後備隊務の中に暴露するみと二閱月にして凱旋せらる七月橫須賀水雷隊敷設部分隊長に轉補し十一月從軍記章を受領し且つ功五級に敍し金鵄勳章を賜はり千代田分隊長に轉補す十二月征清の役、勳功顯著なるを以て金三千圓を賜はり二十九年一月更に終身年金千圓を賞賜せらる此月分遣艦隊として臺灣に差遣さる八月二十三日品海を發し青森、箱館、浦鹽斯德等を經て朝鮮に至り十月二十六日漢城に入り明廉宮に於て韓王陛下に對顏あり夫れより朝鮮を去り支那海等を巡航し十二月十二日品海に安着あり十一月四日扶桑分隊長に轉補せられ今現に此職に在らせらるゝなり（未完）

○華頂宮博恭王殿下

伏見宮貞愛親王の第一子にして幼名を愛麿といひ明治八年十月十六日降誕、明治十六年四月二十三日特旨を以て諸王に列せられ華頂宮相續を仰せ付けられ同年六月十三日博恭と改名せらる明治十八年三月二十日海軍兵學校へ通學の餞、仰付けられ明治二十二年九月二十八日獨逸國留學を仰付けられ翌廿三年九月十四日出發廿四年三月廿九日獨逸國キール港へ着せらる二十五年四月四日獨逸國海軍兵學校へ入校あり二十六年三月三十日海軍少尉候補生を命ぜらる五月四日練習艦ストルベルと號へ乘艦せられ六月五日キール港を發し諸耳威及び英國へ航し八月十日歸港せらる同年八月二十一日海軍大海習施行の爲めキール港を發し九月二十三日歸港、二十六年十月八日西印度に向ふて遠洋航海し二十七年三月二十九日歸港、四月十四日常備艦隊軍艦ウヰルヘルム

時事新報賞盃

ナヤムビロン　フラグ及び時事新報賞盃授與の狀